

新潟教習センター

[illegible]

新潟教習センター

[illegible]



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
 ※受講料は、テキスト代を含みます。 ※金額はすべて消費税込みです。
 ※助成金適用コースの場合でも受講料は変わりません。助成金の内容については、裏表紙をご覧ください。
 ※外国籍の方の日本語理解力については受講者ご本人、または雇用主(事業者)の方の申告を前提とした受講となります。

1 小型移動式クレーン運転技能講習						
つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転 (道路上の走行を除く)				登録番号: 第96号/有効期間: 2030.3.23		
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	○	50,000円
J	3	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	46,000円
2 床上操作式クレーン運転技能講習(実技講習 屋内)						
つり上げ荷重が5トン以上で床上で運転し、 運転者が荷とともに移動するクレーンの運転				登録番号: 第121号/有効期間: 2030.3.23		
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
L	3	20(13/7)	特になし	○	○	51,000円
P	3	16(10/6)	●移動式クレーン、デリックまたは揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	46,000円
3 玉掛け技能講習(実技講習 屋内/屋外)						
つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務				登録番号: 第95号/有効期間: 2030.3.23		
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
H	3	19(12/7)	特になし	○	○	26,000円
H1	3	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	—	24,000円
4 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習						
機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転 (道路上の走行を除く)				登録番号: 第93号/有効期間: 2030.3.23		
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	6	38(13/25)	特になし	○	—	105,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要)	○	○	45,000円
5 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習						
機体質量が3トン以上の車両系建設機械(基礎工事用)の運転 (道路上の走行を除く)				登録番号: 第150号/有効期間: 2030.3.23		
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
G	4	25(10/15)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転技能講習修了者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)(基礎工事用)(解体用)運転いずれかの特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要)	○	—	118,000円
6 車両系建設機械(解体用)運転技能講習						
機体質量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転 (道路上の走行を除く)				登録番号: 第94号/有効期間: 2030.3.23		
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
O2	1	5(3/2)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定1級合格者でショベル系またはトラクター系操作施工法を選択した方 ●建設機械施工管理技術検定2級で第1種、3種または第2種に該当するものに合格した方	○	—	22,000円

登録番号:第98号/有効期間:2030.3.23

※記載の講習時間は法令で定められた教育時間です。学科／実技試験と休憩時間は含まれません。



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
※受講料は、テキスト代を含みます。 ※金額はすべて消費税込みです。
※助成金適用コースの場合でも受講料は変わりません。助成金の内容については、裏表紙をご覧ください。
※外国籍の方の日本語理解力については受講者ご本人、または雇用主(事業者)の方の申告を前提とした受講となります。

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの

15名様以上から出張講習承ります。

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容 ●=資格、教育、実務経験による一部免除コース	助成金	給付金	受講料
Tg	自由研削といしの取替え等	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	—	12,000円
Ty	アーク溶接等	3	21(11/10)	アーク溶接機を用いて行う溶接・溶断などの業務	○	—	27,000円
Tl	低圧電気取扱業務	2	14(7/7)	交流600V以下、直流750V以下の充電回路の敷設や修理、低圧の電路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務	○	—	20,000円
Tt	電気自動車等の整備の業務	1	7(6/1)	対地電圧が50Vを超える蓄電池を内蔵する電気自動車、ハイブリッド自動車などの整備業務	—	—	16,000円
2i1	テールゲートリフターの操作の業務	1	6(4/2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	—	—	15,000円
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—	19,000円
Tv	ローラー(締固め用)	2	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	○	—	17,000円
Tz	高所作業車運転	1.5	9(6/3)	作業床の高さ2m以上10m未満の高所作業車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—	17,000円
Tw	巻上げ機運転	2	10(6/4)	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイス、エアホイス及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転業務	○	—	17,000円
Ts4	クレーン運転	1	8(5/3)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン(移動式クレーンは除く)の運転業務 ●玉掛け技能講習修了者向け	○	—	16,000円
Tj	酸素欠乏・硫化水素危険作業	1	5.5(5.5/—)	タンク、マンホール、たて抗などの酸素欠乏危険作業及び硫化水素危険作業	○	—	12,000円
Ti	粉じん作業	1	4.5(4.5/—)	粉じん、ヒュームなどの発生する作業に係る業務	○	—	12,000円
Th	石綿使用建築物等解体等	1	4.5(4.5/—)	石綿などが使用されている建築物、工作物の解体改修作業に係る業務	○	—	12,000円
2d1	足場の組立て等作業従事者	1	6(6/—)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固な床における補助作業の業務を除く)	○	—	12,000円
2e	ロープ高所作業	1	7(4/3)	高さ2m以上で作業床を設けることが困難な箇所において、昇降器具を用いロープで身体を保持し行う作業	○	—	14,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	○	—	13,000円
2aa1	林業機械(伐木等機械)運転	2	12(6/6)	伐木等機械の運転の業務	—	—	50,000円
2cc1	林業機械(簡易架線集材装置等)運転	2	14(6/8)	簡易架線集材装置の運転または架線集材機械の運転の業務	—	—	50,000円

安全衛生教育 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの

15名様以上から出張講習承ります。

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	対象者 ●=資格保有者向けの再教育(修了証の提示が必要)	助成金	給付金	受講料
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/—)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	—	—	21,000円
3d	刈払機取扱作業	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	—	—	13,000円
3g	振動工具取扱作業	1	4(4/—)	振動工具を用いて作業をする方	—	—	11,000円
3l	丸のこ等取扱作業従事者	1	4(3.5/0.5)	丸のこを用いて作業をする方	—	—	11,000円
3y	有機溶剤業務従事者	1	4.5(4.5/—)	化学製品の製造、印刷、塗装、接着、洗浄などで有機溶剤を使用する方	—	—	12,000円
3q	熱中症予防(管理者用)	1	3.5(3.5/—)	高温多湿作業場所において作業を管理する方及び労働者の方	—	—	9,500円
3e	玉掛け業務従事者	1	5(5/—)	●玉掛け技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	—	12,500円
3c	車両系建設機械(整地等)運転業務従事者	1	6(6/—)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	—	12,000円
3h	フォークリフト運転業務従事者	1	6(6/—)	●フォークリフト運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	—	—	12,000円
5d	職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業向け)	1	5.7(5.7/—)	●職長・安全衛生責任者教育修了後、 おおむね5年経過 した方 ※平成18年3月31日以前に修了している場合は、危険性または有害性などの調査とその低減措置を含む安全衛生教育を修了している必要があります。	—	—	13,000円

不定期開催(団体のみ)

15名様以上から出張講習承ります。

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料
Tf	フォークリフト運転(特別教育)	2	12(6/6)	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務(道路上の走行を除く)	—	—	19,000円

※記載の講習時間は法令で定められた教育時間です。学科/実技試験と休憩時間は含まれません。 ※不定期開催コースの日程はWebサイトでご案内します。